

○一般社団法人知識流動システム研究所 フェロー制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人知識流動システム研究所(以下、「KMS」という。)が、専門的な知識の流動に関する研究と、その成果に基づいて専門的な知識の流動を促進するための活動を行うに際して協力を仰ぐ専門家を、フェローとして処遇することを目的として、フェローを認定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(フェロー候補者の要件)

第2条 フェロー候補者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 人から人へ知識を伝える・流動させることに関する、専門的な知識や経験を有する者。
- (2) KMS が掲げる下記の設立目的に賛同する者、かつ、協働する者。

【設立目的】

専門的な知識の流動に関する研究と、その成果に基づいて専門的な知識の流動を促進するための活動により、研究開発の発展および研究開発への理解増進に貢献するだけでなく、知識流動を継続させる次世代人材の育成ならびに知識の再構築に貢献する。

【実施事業】

- (1) 専門的な知識の流動に関する研究会、講演会、シンポジウム等の企画運営
- (2) 専門的な知識の流動に関する民産学公官の交流の場の創設
- (3) 専門的な知識の流動に係わる共同研究
- (4) 専門的な知識の流動の研究結果報告および流動化促進に資する教材等の出版活動
- (5) 専門的な知識の流動を促進するための教育に係る講師等の派遣
- (6) 専門的な知識の流動の教育方法や教材の開発
- (7) 専門的な知識の流動に係るコンサルティング
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(フェロー候補者の除外)

第3条 前条にかかわらず、次の各号の者はフェロー候補者にはなれない。

- (1) KMS の理事、及び監事
- (2) KMS の名誉を毀損し、若しくは KMS の目的に反する行為をし、又は除外すべき正当な事由がある者。

(推薦)

第4条 フェローは、1名以上の理事の推薦により候補者となるものとし、推薦者が専用書面をもって他理事に推薦するものとする。

平成 30 年 2 月 1 日

(選考及び認定)

第5条 KMS は、理事会にて、理事全員の承認をもって、推薦された者がフェローに相応しいか選考する。

2 フェローの認定は、理事会で行う。

(除名)

第6条 KMS は、本規程の第3条に定める候補者基準に反したとき、または KMS に損害を与えたとき、理事会の議決によりフェローを除名することができる。

2 フェローの除名は、理事会で行う。

(推薦・選考・除名の実施時期)

第7条 フェローの推薦及び選考、ならびに除名の時期は定めず、随時理事会承認をもって行う。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1)この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。